

議 長
確認印

経済厚生常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 6 月 10 日 15 : 25 閉会 平成 26 年 6 月 10 日 15:44
2 場 所	委員会室
3 出席委員	吉田克則、鈴木安次、小峰由久、小貫初枝、割貝寿一、藤田一男、藤田恵二
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 傍聴	議員 2 人
8 付議事件	第 1 請願の審査
9 議事の経過	<p>副委員長：開会 委員長：あいさつ 第 1 請願の審査 (1)付託事件 請願第 2 号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書 委員長：趣旨説明を行う。紹介議員 藤田恵二議員に説明を求める。 紹介議員：趣旨説明する。(説明内容省略) 委員長：趣旨説明が終わった。質疑を行う。 藤田一男委員：手話のおかれている立場はどのようになっているのか。 紹介議員：先ほど説明したとおり、障害者基本法が制定されている。 藤田一男議員：では、法律でその立場が確立されているということか。そうであれば、請願内容は実現しているということになるが。 紹介議員：手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定したいということである。 藤田一男議員：改正障害者基本法には書いてあるのだが・・・。 紹介議員：これは国内法で障害者権利条約があってそれで決まっている。 藤田一男議員：日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」で確立されたことになってしまう。今は、そのような立場になっているということになるが。言語法が必要なのか。その必要性は。 紹介議員：改正障害者基本法は衆参両院で全会一致で可決成立した。全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話が法的に言語として認められた。ろう者がこの機会の確保を確実に得るためには手話が言語としてろう者に活用されるための具体的な施策が必要。そのために手話言語法が必要になる。改正障害者基本法の理念をしっかりと社会に反映させるためにも手話が言語として認められる法律が必要ということ。 委員長：要するにみんなに広めて差別のないよう、そして普及していく。そのための法整備であるということだと思う。</p>

(発言するもの多数)

委員長：小貫委員はどうか。

小貫委員：賛成である。

委員長：これで質疑を終わる。

委員長：討論に移る。討論はあるか。

(なし)

委員長：討論はない、採決に移る。

請願を採択するに賛成の方、挙手願う。

(全員挙手)

委員長：全員賛成である。この請願を採択することに決する。

委員会報告は、採択すべきもの、趣旨妥当と認めるとしたい。

委員長：意見書について諮りたい。事務局に説明を求める。

(事務局説明)

委員長：意見書は説明のとおりとし、議員発議としたい。

吉田委員：これまで委員会発議が多かった。議員発議の理由は。意見書中「村」は削除すべき。

(今の説明は「村」は入っていなかった。という人あり。)

事務局：法改正により委員会発議ができるようになっている。今回は、委員会自らが取組んできたものでないので議員発議として提案している。意見書の提出先は、請願者の意向を尊重している。

委員長：議員発議として説明のとおり意見書を提出することで進めたい。賛成者には紹介議員は含めないことにする。これで議事を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済厚生常任委員長